

令和3年11月19日

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛 様

議会運営委員会

委員長 谷川 眞 司

舞鶴市議会における会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

市議委第4号

舞鶴市議会における会派に対する政務活動費の交付に関する条例の一部  
を改正する条例

舞鶴市議会における会派に対する政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例  
第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「令和2年度」を「令和3年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策などへの財源充当を目的に、令和3年度の政務  
活動費を返還するにあたり、必要となる所要の条例改正を行いたいので提案する。